



第128回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年5月25日（木曜日）
午前10時

開催場所

北九州市小倉北区船場町4番8号
井筒屋新館 9階パステルホール

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型
株式報酬制度導入の件

目次

第128回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	29
個別計算書類	43
監査報告書	52
株主総会参考書類	57

新型コロナウイルスに関するお知らせ

- ・本年の当社株主総会につきましては、いまだ同感染症の安全性が不確定であるため、株主様の安全・安心を第一に考え、座席間隔を拡げた運営とさせていただきます。
 - ・このため、先着順200名の優先入場とさせていただき、株主様のご来場の状況によってはご出席いただけない場合がございますこと、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、同封いたしております「当社第128回定時株主総会の優先入場および動画配信についてのお知らせ」をご高覧くださいますようお願い申し上げます。
- ・あわせて、書面(招集ご通知同封の議決権行使書)による事前の議決権行使のご利用も、よろしくようお願い申し上げます。

当社株主総会にご出席いただけない株主様に、同総会終了後の動画を配信させていただきます。詳細につきましては、同封いたしております「当社第128回定時株主総会の優先入場および動画配信についてのお知らせ」をご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

北九州市小倉北区船場町1番1号

株式会社 **井 筒 屋**
代表取締役 影 山 英 雄

第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。下記ウェブサイトにある「企業情報」、IR情報の「株主総会」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト
(<http://www.izutsuya.co.jp/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)
東証上場会社情報サービスのトップページから簡易検索で「井筒屋（商号）」
または「8260（証券コード）」を入力して検索し、当社の「基本情報」、「縦
覧書類/P R 情報」、株主総会招集通知/株主総会資料の「情報を閲覧する場合は
こちら」の順に選択してご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださ
いまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年5月24日
(水曜日) までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 北九州市小倉北区船場町4番8号

井筒屋新館 9階パステルホール

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第128期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第128期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ① 議決権行使書の賛否欄に記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- ② 議決権行使書にて重複して行使された議決権の取扱いは、株主総会直近に行使された議決権を有効とします。
- ③ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提示が必要となりますのでご了承ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

# 事業報告

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

## 1. 井筒屋グループ（企業集団）の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で、行動制限が徐々に緩和されるなど、景気は緩やかに持ち直してまいりました。一方で、エネルギーや原材料価格の高騰、物価上昇等、景気を下押しする懸念材料も多く、先行き不透明なまま推移いたしました。

百貨店業界におきましては、新型コロナウイルス感染症や物価上昇などによる個人消費へのマイナス影響が懸念された一方、行動制限緩和などの外出機会の増加により商況は前年に比べて改善し、復調の兆しが見え始めておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準には至っておりません。

こうした状況の中、当社グループにおきましては、従来型の規模や量を追求する事業モデルを見直す契機と捉え、量から質への新たな事業モデルへの道筋をつける「井筒屋グループ中期3ヵ年経営計画（2022年度～2024年度）」を策定し、推進いたしております。計画1年目となる当期は、店舗における百貨店らしさを追求するべく、好調カテゴリーの強化を図るとともに、百貨店の強みを活かした編集売場を構築することにより、店舗価値の向上および売場の活性化に努めてまいりました。併せて、効率的な店舗運営と効果的な販売促進体制を維持することにより、収益力の維持・向上も図ってまいりました。

当社グループの業績につきましては、売上高は225億73百万円（前年同期は売上高531億44百万円）、営業利益は11億77百万円（前年同期は営業利益10億7百万円）、経常利益は10億75百万円（前年同期は経常利益10億47百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億19百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益11億71百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等を適用した影響により、当連結会計年度の売上高は324億20百万円、売上原価は312億95百万円、販売費及び一般管理費は9億64百万円それぞれ減少し、営業利益は1億60百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は2億36百万円それぞれ減少しております。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益認識の会計処理が異なるため、損益状況に関する説明において前期比（%）を記載せずに説明しております。

|                 | 井筒屋グループ   | 株式会社井筒屋   |
|-----------------|-----------|-----------|
| 売上高             | 22,573百万円 | 18,836百万円 |
| 営業利益            | 1,177百万円  | 1,178百万円  |
| 経常利益            | 1,075百万円  | 983百万円    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,019百万円  | —         |
| 当期純利益           | —         | 995百万円    |

## 【百貨店業】

当社グループの主要事業であります百貨店業におきましては、「百貨店らしさの追求」を基本方針とし、品揃えの強化と更なる販売サービスの向上に努めることで、コロナ禍におけるお客様の生活様式や商環境の変化への対応力強化に取り組んでまいりました。

本店におきましては、3月6日に福岡県のまん延防止等重点措置が解除されて以降、徐々に消費の回復傾向が見られ、引き続き高額品などの好調カテゴリーが牽引する中、百貨店らしさの追求、他商業施設との差別化を図るため、百貨店の強みである自主編集ゾーンの拡充や地域活性化などの取り組みを推し進めてまいりました。

自主編集ゾーンの拡充として、本館4階婦人服売場センターゾーンに、美と健康とファッションの融合にこだわったトータルビューティーセレクトショップ「B. more (ビー・モア)」を3月にオープンいたしました。また、4月には、本館5階 紳士服売場センターゾーンに、素材やデザイン、製法など、流行に左右されない作り手の想いが込められた服や雑貨などを国内外のブランド問わずセレクトした「Stand up (スタンドアップ)」をオープンいたしました。

地階食品フロアでは、名古屋コーチンを始めとした諸国名産鶏を中心に、鶏肉惣菜を提供する「鶏三和」を9月にオープンいたしました。

本館8階レストラン街では、4月に地元食材にこだわったイタリアンレストラン「トラットリア ジラソーレ」や9月には創作和食料理の店「銀茶寮」をオープンし、多くのお客様からご好評をいただいております。

また、催事・イベントに関しても徐々に開催制限が緩和され、賑わいを取り戻しつつあります。10月には「井筒屋アート2022」と題し、アートをテーマに全館フェアを初開催。有名作家の現代アート作品など多くの作品が全館を彩りました。11月には恒例の「北海道物産展」、1月には4年振りに「大江戸展」、2月には新規で「新潟・長野物産展」を開催、連日多くのお客様で賑わいました。今後もお客様に喜んでいただける百貨店ならではの取り組みを積極的に進めてまいります。

地元消費喚起への取り組みとして、プレミアム付き地域商品券事業への参画をはじめ、約3年ぶりに本新館間クロスロードにて「クロスロードマルシェ」をゴールデンウィークに合わせ開催。地元のグルメや雑貨など約30店舗が出店し、多くのお客様で賑わいました。今後も地元の繋がりを活かした店内催事の開催や地域イベントへの参画など、地域の活性化に積極的に取り組んでまいります。

サテライトショップにおきましては、8月8日にイオン戸畑内「戸畑ショップ」を閉店いたしました。長年のご愛顧に心より感謝申し上げます。

山口店におきましては、3月に1階の「KASHIYAMA」のオーダーメイド取り扱いアイテムを、レディースシューズに加え、新たにメンズ・ウィメンズのスーツ・セットアップまで拡充し、多様なニーズに対応できる売場を構築いたしました。

また、催事・イベントに関しては、山口市との包括提携契約の一環として、11月に山口市中心市街地活性化推進室とYCAM（山口情報芸術センター）が協働して進める「アートでつなぐまちの活性化事業」の実証実験として「コロガルあそびのひゃっかてんin山口井筒屋」を2階フロアに誘致いたしました。子どもたちが遊びを通じて自ら考え、創造できるようにデザインされた遊び場を提供させていただいたことで多くのファミリーが来場し、フロアの活性化に繋がっております。今後も地域連携を図りながら地元の魅力発信に努めてまいります。

一方、持続可能な社会の実現に向けた取り組みといたしましては、サステナビリティ基本方針のもと様々な活動を進めております。

脱炭素社会への取り組みといたしましては、食品ロス削減月間には、食べきれなかったお料理をお持ち帰りいただく環境省の「mottECO（モッテコ）」検証事業に参加。また、北九州市と『ゼロカーボンシティを目指す連携協定』を締結し、全国初の取り組みとなる、自治体と企業間でのEVシェアリングを開始いたしました。

店舗におきましては、持続可能な社会の実現に向けた情報発信の拠点として、常設売場「サステナベース」を本年3月のオープンに向け準備いたしておりますが、今後も関連商品の販売や体験型ワークショップの開催などにより、サステナブルライフを提案してまいります。

また、地域共創・社会貢献の観点から、昨年大規模火災に見舞われた小倉北区巨過市場一帯の復興を支援するため、チャリティエコバッグを製作し、巨過市場と当社の双方で販売いたしました。収益は全額巨過市場の復興支援に寄付いたしました。

CSR・ESGに関する取り組みにつきましては、当社ホームページ「サステナビリティレポート」に掲載しております。

業績につきましては、売上高は225億35百万円（前年同期は売上高531億44百万円）、営業利益は12億1百万円（前年同期は営業利益12億円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は324億58百万円、営業利益は1億98百万円それぞれ減少しております。

### 【友の会事業】

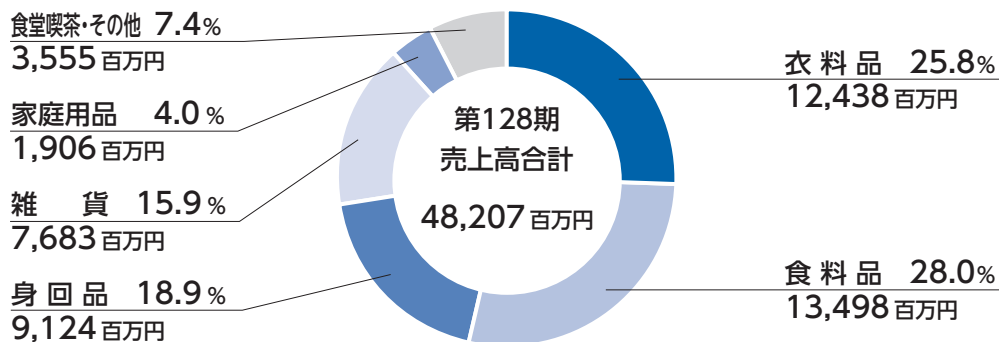
友の会事業におきましては、売上高は37百万円（前年同期は株式会社井筒屋友の会が当社グループの百貨店に対して前払式の商品販売の取次を行っており、外部顧客に対する売上高はありません。）、営業利益は59百万円（前年同期は営業損失8百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高及び営業利益は37百万円それぞれ増加しております。

## 【株式会社井筒屋の売上高内訳】

| 分野別名称    | 第128期(当期)<br>2022年度 | 構成比    |
|----------|---------------------|--------|
| 衣料品      | 12,438百万円           | 25.8%  |
| 食料品      | 13,498百万円           | 28.0%  |
| 身回品      | 9,124百万円            | 18.9%  |
| 雑貨       | 7,683百万円            | 15.9%  |
| 家庭用品     | 1,906百万円            | 4.0%   |
| 食堂喫茶・その他 | 3,555百万円            | 7.4%   |
| 合計       | 48,207百万円           | 100.0% |

(注) 売上高数値におきましては収益認識会計基準等適用前の値を記載しております。



### (2) 設備投資の状況

当期におきまして実施いたしました設備投資の総額は3億65百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当期中に完成した主要設備

本社

本店売場改装工事・本館設備改修工事

### (3) 資金調達の状況

当社グループの資金調達につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による不測の事態に備え、取引金融機関との当座貸越契約に基づき、借入枠50億円を設定しております。当該契約に基づく当期末における借入実行残高はございません。

なお、当連結会計年度において新たな資金調達はございません。



#### (4) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、新型コロナウイルス感染症が感染症法上第5類へ引き下げられるなど、行動制限緩和による社会経済活動の正常化が期待されますものの、世界的な金融引締めによる海外経済の下振れリスクに加え、エネルギーや原材料価格の高騰、物価の上昇等、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況の下、当社グループでは、「井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画（2022年度～2024年度）」を推進いたしております。計画2年目にあたる本年につきましては、対処すべき課題として位置づけておりますのは、次のとおりであります。

井筒屋グループといたしましては、今後もお客様にお買い物を楽しんでいただけるよう、お客様と従業員の安全・安心に配慮しながら、地域に根ざした百貨店としての役割を果たしてまいります。

店舗におきましては、引き続き商品・サービスの両面で百貨店らしさを追求し、強みである編集力を活かした売場づくりを行うことで売場を活性化させながら、地域のお客様のニーズにお応えしてまいります。また、SNSを活用した販売促進や、社内システムを利用した業務効率化についても積極的に推進し、物価の高騰による経費増加に対応するべく、収益体質の強化を図ってまいります。

デジタル戦略につきましては、次年度の井筒屋アプリ導入に向け、お客様の利便性を向上し、効果的な営業施策を実施できる体制を構築してまいります。

併せて、当社グループの成長に向けた好循環を実現し、中長期的な企業価値向上に繋げるため、人材の確保、育成、労働環境の整備等を重要課題として捉え、人的資本投資に努めてまいります。

以上を当社グループの対処すべき課題とし、これまで取り組んでまいりました事業構造改革を定着・発展させ、将来にわたる安定的な収益基盤の確立と、財務体質の健全化に努めてまいります。

株主の皆様には倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## 井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画（2022年度～2024年度）について

当社グループでは、「井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画（2022年度～2024年度）」を策定いたしております。本計画につきましては、コロナ禍により加速・顕在化した環境変化を踏まえ、従来型の規模や量を追求する事業モデルを見直す契機と捉え、量から質への「新たな事業モデルへの道筋をつける中計」と位置づけ、中長期の戦略実現に向けた検討・準備と、グループ保有資産の更なる強化に努めてまいります。

### 1. 当社グループのビジョン

グループビジョン：「地域小売業のリーディングカンパニーとして発展していく」

事業戦略：サステナビリティを基盤とした“質”の追求

当社グループに関わる全てのステークホルダー（顧客、取引先、従業員、株主）ならびに地域社会とのつながりの“質”を深化させ、地域共創基盤として持続可能な地域社会の発展に寄与してまいります。

営業戦略：リアルとデジタルの両面からお客様へ上質な人生を提案する

顧客情報を統合し諸施策に活用することで、店舗やネットショッピング等複数のチャネルを通じて顧客ニーズへ対応してまいります。

### 2. 戦略の方向性

#### 【短中期】

●店舗における百貨店らしさの追求（競争優位性の確立・差別化）

自主編集運営ゾーンの刷新等による店舗価値の向上を図ってまいります。

●効率的な店舗運営と効果的な販売促進体制の維持（収益性の維持・向上）

SNS活用等効果的な宣伝経費運用により高収益構造の維持に努めてまいります。

#### 【中長期】

●デジタルデバイスを基軸とした顧客単価向上（顧客接点の創造）

井筒屋アプリの導入により顧客統合基盤を構築し、効率的な営業施策を推進してまいります。

●優良顧客基盤×デジタルデバイスの活用（新たな収益基盤の確立）

将来的には、統合された顧客情報を活用し、顧客の求めるソリューションを提供してまいります。

### 3. 最終年度（2024年度）の数値目標 ※収益認識会計基準等適用後

| 連結業績  | 2023年2月期              |                      | 2024年2月期              | 2025年2月期              |
|-------|-----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
|       | 目標値（2022年度）<br>本中計1年目 | 実績（2022年度）<br>本中計1年目 | 目標値（2023年度）<br>本中計2年目 | 目標値（2024年度）<br>本中計3年目 |
| 売上高   | 228億円                 | 225億円                | 226億円                 | 227億円                 |
| 営業利益  | 9億円                   | 11億円                 | 8億円                   | 8億円                   |
| 営業利益率 | 3.9%                  | 5.2%                 | 3.5%                  | 3.5%                  |
| 経常利益  | 7億円                   | 10億円                 | 6億円                   | 6億円                   |
| 経常利益率 | 3.1%                  | 4.8%                 | 2.7%                  | 2.6%                  |

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 井筒屋グループの財産および損益の状況の推移

| 区 分                       | 第125期<br>2019年3月から<br>2020年2月まで | 第126期<br>2020年3月から<br>2021年2月まで | 第127期<br>2021年3月から<br>2022年2月まで | 第128期<br>2022年3月から<br>2023年2月まで |
|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 66,145                          | 50,534                          | 53,144                          | 22,573                          |
| 経常利益または<br>経常損失 (△) (百万円) | 1,030                           | △165                            | 1,047                           | 1,075                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百万円) | 409                             | 111                             | 1,171                           | 1,019                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 37.75                           | 9.73                            | 102.21                          | 88.95                           |
| 総資産 (百万円)                 | 50,339                          | 47,987                          | 47,300                          | 46,343                          |
| 純資産 (百万円)                 | 8,113                           | 8,257                           | 9,029                           | 10,111                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第125期より「税効果会計に係る会計基準の一部改正」を適用しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第128期の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

### ② 株式会社井筒屋の財産および損益の状況の推移

| 区 分                       | 第125期<br>2019年3月から<br>2020年2月まで | 第126期<br>2020年3月から<br>2021年2月まで | 第127期<br>2021年3月から<br>2022年2月まで | 第128期<br>2022年3月から<br>2023年2月まで |
|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 58,717                          | 43,960                          | 46,449                          | 18,836                          |
| 経常利益または<br>経常損失 (△) (百万円) | 983                             | △259                            | 889                             | 983                             |
| 当期純利益 (百万円)               | 319                             | 22                              | 1,006                           | 995                             |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 27.84                           | 1.93                            | 87.88                           | 86.91                           |
| 総資産 (百万円)                 | 47,445                          | 45,180                          | 44,509                          | 43,681                          |
| 純資産 (百万円)                 | 6,751                           | 6,773                           | 7,374                           | 8,307                           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第125期より「税効果会計に係る会計基準の一部改正」を適用しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第128期の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況 (2023年2月28日現在)

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容    |
|--------------|-----|----------|------------|
|              | 百万円 | %        |            |
| 株式会社山口井筒屋    | 50  | 100.0    | 百貨店業       |
| 株式会社レストラン井筒屋 | 10  | 100.0    | 飲食業        |
| 株式会社井筒屋友の会   | 50  | 96.0     | 前払式特定取引業   |
|              |     | 欄外(注)参照  |            |
| 株式会社井筒屋商事    | 10  | 100.0    | 販売斡旋業及び卸売業 |

(注) 当社は株式会社井筒屋友の会における議決権比率の96%を保有しており、残りの4%につきましては、株式会社山口井筒屋が保有しております。

## (7) 井筒屋グループの事業内容 (2023年2月28日現在)

当社グループは百貨店業を主な事業内容とし、百貨店業に付随、関連する友の会事業等の事業活動を展開しております。

## (8) 井筒屋グループの主要な事業所 (2023年2月28日現在)

| 会社名       | 事業所名および所在地 |                 |
|-----------|------------|-----------------|
| 当社        | 本社および本店    | 北九州市小倉北区船場町1番1号 |
| 株式会社山口井筒屋 | 本社および山口店   | 山口県山口市中市町3番3号   |

**(9) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)**

## ① 井筒屋グループの従業員の状況

| 事業の種類別の区分 | 従業員の数 | 前期末比増減 |
|-----------|-------|--------|
| 百貨店業      | 726名  | 27名減   |
| 友の会事業     | 1名    | 増減なし   |

(注) このほか、臨時従業員として百貨店業95名がおります。

## ② 株式会社井筒屋の従業員の状況

| 区分      | 従業員の数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-------|--------|-------|--------|
| 男性      | 221名  | 14名減   | 53.6歳 | 18.8年  |
| 女性      | 386名  | 25名減   | 47.3歳 | 15.7年  |
| 合計または平均 | 607名  | 39名減   | 49.5歳 | 16.8年  |

(注) 従業員の数には他社からの出向者23名を含み、他社への出向者60名を含んでおりません。

**(10) 井筒屋グループの主要な借入先 (2023年2月28日現在)**

| 借入先        | 借入額   |
|------------|-------|
| 株式会社北九州銀行  | 8,164 |
| 株式会社みずほ銀行  | 2,806 |
| 株式会社山口銀行   | 1,651 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,315 |
| 株式会社もみじ銀行  | 1,156 |

百万円

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年2月28日現在）

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株                 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,480,495株（自己株式24,089株を含む） |
| (3) 株主数      | 9,511名（前期末比438名増加）          |
| (4) 大株主      |                             |

| 株 主 名                   | 当社への出資状況   |       |
|-------------------------|------------|-------|
|                         | 持 株 数      | 持株比率  |
|                         | 株          | %     |
| 井 筒 屋 共 栄 持 株 会         | 1,126,700  | 9.8   |
| 西 日 本 鉄 道 株 式 会 社       | 1,052,041  | 9.2   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 532,000    | 4.6   |
| 野 村 證 券 株 式 会 社         | 497,900    | 4.3   |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社     | 245,100    | 2.1   |
| 平 松 裕 将                 | 178,000    | 1.6   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券       | 156,169    | 1.4   |
| 株 式 会 社 北 九 州 銀 行       | 139,847    | 1.2   |
| 吉 田 知 広                 | 134,900    | 1.2   |
| 井 筒 屋 社 員 持 株 会         | 127,792    | 1.1   |
| 合 計                     | 4,190,449株 | 36.6% |

（注） 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

(2023年2月28日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                               |
|-----------|---------|---------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 影 山 英 雄 | 社長執行役員 営業本部長                                |
| 取 締 役     | 兼 石 一 郎 | 常務執行役員 管理本部長兼内部統制室長                         |
| 取 締 役     | 吉 田 功   | 常務執行役員 営業副本部長兼営業企画担当                        |
| 取 締 役     | 松 本 圭   | 執行役員 本店長                                    |
| 取 締 役     | 安 田 堅太郎 | 西鉄バス北九州株式会社 代表取締役社長<br>西日本鉄道株式会社 執行役員       |
| 取 締 役     | 窪 田 弥 生 | 清和法律事務所 所長弁護士<br>株式会社サンリブ 社外監査役             |
| 常 勤 監 査 役 | 赤 坂 英 典 |                                             |
| 監 査 役     | 成 清 雄 一 | TOTO株式会社 顧問                                 |
| 監 査 役     | 藤 田 光 博 | 株式会社北九州銀行 特別顧問                              |
| 監 査 役     | 梅 田 久 和 | 梅田公認会計士事務所所長 公認会計士<br>小野建株式会社 社外取締役 (監査等委員) |

- (注) 1. 取締役 安田堅太郎、窪田弥生の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 成清雄一、藤田光博の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、成清雄一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、取締役 安田堅太郎、窪田弥生および監査役 成清雄一、藤田光博の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。
4. 監査役 赤坂英典氏は、長きに亘り当社の管理本部長を歴任するなど、人事・労務、財務・会計および法務に関する豊富な知識を有するものであります。
5. 社外監査役 成清雄一氏は、TOTO株式会社の常務執行役員および常勤監査役を歴任するなど、財務・会計および法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役 藤田光博氏は、株式会社北九州銀行の代表取締役頭取および会長を歴任するなど、豊富な経営経験をはじめ、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 梅田久和氏は、公認会計士・税理士として財務・会計に関する専門知識を有するものであります。

8. 2023年3月1日付で次のとおり取締役の担当が変更となりました。

| 地 位   | 氏 名     | 担 当                             |
|-------|---------|---------------------------------|
| 取 締 役 | 吉 田 功   | 常務執行役員 営業副本部長 株式会社井筒屋商事 代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 松 本 圭   | 常務執行役員 管理本部長 (経営企画担当) 兼内部統制室長   |
| 取 締 役 | 兼 石 一 郎 | 経理・財務担当                         |

9. 取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(2023年2月28日現在)

| 地 位     | 氏 名     | 担 当               |
|---------|---------|-------------------|
| 執 行 役 員 | 桶 谷 祥太郎 | 株式会社山口井筒屋 代表取締役社長 |
| 執 行 役 員 | 大 森 俊 介 | 経営企画兼総務担当         |

10. 2023年2月28日をもって、桶谷祥太郎氏は、執行役員を辞任により退任いたしております。

11. 2023年3月1日付で次のとおり執行役員に就任いたしております。

| 地 位     | 氏 名     | 担 当               |
|---------|---------|-------------------|
| 執 行 役 員 | 高 橋 昭 一 | 本店長               |
| 執 行 役 員 | 磯 野 俊 也 | 株式会社山口井筒屋 代表取締役社長 |

12. 2023年3月1日付で次のとおり執行役員の担当が変更となりました。

| 地 位     | 氏 名     | 担 当                     |
|---------|---------|-------------------------|
| 執 行 役 員 | 大 森 俊 介 | 営業副本部長 営業企画兼営業開発兼CS統括担当 |

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（当社兼任の子会社役員を含む）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。



### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

#### ① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2021年2月22日開催の取締役会決議（2022年3月24日の取締役会において内容の改定を行っております。）により、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めております。その方針内容の決定権限は取締役会にあります。取締役および監査役の報酬等の決定については、透明性や公平性を担保するため、2021年3月1日に設置された「報酬委員会」に対して取締役会が諮問を行い、当該報酬委員会による答申の内容を踏まえ、取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役の協議により、それぞれ決定いたします。

なお、当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本年5月25日開催の第128回定時株主総会で承認いただくことを条件に、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust）」を導入するとともに、役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針も改定する予定です。

#### （報酬委員会）

取締役会の任意の諮問機関として設置し、代表取締役社長および取締役会の決議により選定された2名以上の委員をもって構成する。ただし、選定された委員の1名以上は、社外取締役でなければならない。報酬委員会は、報酬の額または算定方法が基本方針に沿ったものであるかを確認し、報酬決定ルールや報酬水準、個別評価および報酬案等を審議し、取締役会に答申する。

#### ② 取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定方針

#### （取締役の個人別の報酬等における基本報酬と業績連動報酬の割合の決定方針）

取締役の個人別の報酬額は、基本報酬と業績連動報酬で構成され、その割合は基本報酬を50%以上としつつ、当社の業績、役位、職責、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬水準等を総合考慮した上で決定いたします。

#### （基本報酬の額および算定方法の決定方針）

基本報酬は固定報酬と位置づけ、各役員の職責、職位および功績を考慮要素として、報酬委員会の審議を経て決定された各役員の評価方法に基づき、取締役会において決定いたします。

#### （業績連動にかかる業績指標の内容ならびに業績連動報酬の額および算定方法の決定方針）

業績連動報酬は、ステークホルダーの理解や利益還元が成されている状態を基準として業績指標の内容ならびに業績連動報酬の額および算定方法を決定いたします。具体的に

は、報酬委員会で配当性向や事業年度末の経常利益および株主資本残高等を業績指標として、その支給額および算定方法を審議した上、取締役会に答申し、取締役会で決定いたします。

(取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針)

取締役の基本報酬は月額支給とし、業績連動報酬は年次賞与として、取締役会で決定した算定方法により計算した額を年1回金銭で支給いたします。ただし、各事業年度の当社の業績により、支給しないこともあります。

(当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会において報酬の額または算定方法が基本方針に沿ったものであるかを確認し、報酬決定ルールや報酬水準、個別評価および報酬案等を審議し、取締役会に答申しており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

### ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額については、1993年5月27日開催の第98回定時株主総会（当該株主総会決議時における取締役の員数は13名）において、使用人分給与を含まず月額18百万円以内と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額については、1993年5月27日開催の第98回定時株主総会（当該株主総会決議時における監査役の員数は3名）において、月額4百万円以内と決議いただいております。

### ④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |          |        | 対象となる役員<br>の員数 (人) |
|------------------|-----------------|------------------|----------|--------|--------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等 |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 81<br>(5)       | 75<br>(4)        | 6<br>(0) | —      | 6<br>(2)           |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 22<br>(5)       | 20<br>(4)        | 1<br>(0) | —      | 4<br>(2)           |
| 合計               | 103             | 95               | 7        | —      | 10                 |

- (注) 1. 業績連動報酬等に係る業績指標は、井筒屋グループ中期3ヵ年経営計画の主要数値目標に基づき経常利益と株主資本残高としております。  
当該事業年度の経常利益は10億75百万円、株主資本残高は47億24百万円であります。
2. 上記支給額のほか、当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の額について、記載すべき金額はありません。
3. 上記支給額において、非金銭報酬はありません。
4. 使用人兼務取締役はおりません。
5. 上記表中に記載の金額の百万円未満は切り捨てて表示しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 社外取締役の兼職の状況

| 氏名     | 兼職先         | 兼職内容    | 当社グループと当該他の法人等との関係 |
|--------|-------------|---------|--------------------|
| 安田 堅太郎 | 西鉄バス北九州株式会社 | 代表取締役社長 | 欄外(注)1.参照          |
|        | 西日本鉄道株式会社   | 執行役員    |                    |
| 窪田 弥生  | 清和法律事務所     | 所長弁護士   | 特別の関係はありません        |
|        | 株式会社サンリブ    | 社外監査役   | 欄外(注)2.参照          |

- (注) 1. 西鉄バス北九州株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。また、西日本鉄道株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があるほか、同社は当社の株式を保有しております。
2. 株式会社サンリブは、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。

##### ② 社外監査役の兼職の状況

| 氏名    | 兼職先       | 兼職内容 | 当社グループと当該他の法人等との関係 |
|-------|-----------|------|--------------------|
| 成清 雄一 | TOTO株式会社  | 顧問   | 欄外(注)1.参照          |
| 藤田 光博 | 株式会社北九州銀行 | 特別顧問 | 欄外(注)2.参照          |

- (注) 1. TOTO株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。
2. 株式会社北九州銀行は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売および借入等の取引関係があるほか、同社は当社の株式を保有しております。

### ③ 社外役員の主な活動状況

| 区 分       | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                         |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 安 田 堅 太 郎 | 当期開催の取締役会12回全てに出席し、主に長年企業経営に携わってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識等に基づき、適切な助言・意見をいただいております。また、取締役の報酬につき取締役会に答申を行う報酬委員会の委員を務めております。当事業年度において、報酬委員会は2回開催され、出席しております。                |
| 社 外 取 締 役 | 窪 田 弥 生   | 当期開催の取締役会12回全てに出席し、これまで弁護士として培ってきた専門知識およびその経験から、独立、公平な立場で客観的かつ法的な見地を踏まえた経営の監視を遂行していただいております。また、取締役の報酬につき取締役会に答申を行う報酬委員会の委員を務めております。当事業年度において、報酬委員会は2回開催され、出席しております。 |
| 社 外 監 査 役 | 成 清 雄 一   | 当期開催の取締役会12回全て、また、監査役会7回全てに出席し、取締役会と監査役会いずれにおいても、主に財務・会計、法務に関する豊富な知見を活かした助言・提言をいただいております。経営全般の業務執行の監査を遂行していただいております。                                                |
| 社 外 監 査 役 | 藤 田 光 博   | 当期開催の取締役会12回全て、また、監査役会7回全てに出席し、取締役会と監査役会いずれにおいても、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた豊富な知識と見地から、適切に様々な助言・提言をいただいております。経営全般の業務執行の監査を遂行していただいております。                                 |

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 33百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で、責任限定契約の締結はいたしておりません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正な職務遂行を行うことが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合、監査役会は会計監査人の不再任および新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は取締役会・監査役会・会計監査人による経営管理体制をとる。
  - ② 取締役会は、法令、定款、取締役会規程およびその他の社内規程等に従い、経営上の重要事項の決議を行い、または報告を受けるとともに、取締役の職務執行を監督する。取締役をはじめ、業務執行を担当する執行役員は、取締役会決議に基づき業務執行を行い、その状況を取締役に報告する。取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役相互で監視し合う他、監査役会による監査を受ける。
  - ③ 代表取締役は計算書類を監査役会および会計監査人に提出し、監査を受けるものとする。
  - ④ 当社は社外取締役を選任し、客観的視点での経営のアドバイスとチェックを受ける。
  - ⑤ 当社は監査役による監査の実効性を確保するため、取締役から独立した社外監査役を選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
  - ⑥ 財務報告の適正性確保のため、以下の体制整備を図る。
    - ・ 経理、情報システム、内部監査等に関する規程等を整備し、財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制の充実を図る。
    - ・ 財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
  - ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。福岡県暴力団排除条例を遵守するとともに、「暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる利益の供与」は行わない。
  - ⑧ 代表取締役はコンプライアンス、適切なリスク管理体制確立のための取り組みの状況（内部通報の状況を含む）につき、3ヵ月に1度以上取締役会に報告することとし、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告するものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
  - ① 取締役会は文書取扱規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに文書取扱規程に基づき、保管、管理する。
    - ・ 株主総会議事録
    - ・ 取締役会議事録

- ・ 執行役員会議事録
  - ・ 計算書類
  - ・ 決裁書
  - ・ その他取締役会が決定する書類
- ② 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法を文書取扱規程で定める。
- ③ 代表取締役は取締役、執行役員、社員に対し、文書取扱規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は適切なリスク管理体制整備のために以下の措置をとる。
- ・ 当社グループのリスク管理基本方針を策定し、当社各部門に浸透を図る。リスク管理は内部統制室が担当し、各部門に対する指導権限を持つ。
  - ・ 当社代表取締役を委員長とし、各店店長の他、主要なリスク事項を管理する部門の責任者を構成員とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会では、当社のリスク全般についての対応策を検討することとし、事務局は内部統制室が担当する。
  - ・ 当社グループおよび他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。
  - ・ リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、代表取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程、体制を整備する。
  - ・ リスク管理基本方針を受け、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合の危機対応のための規程、組織を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は取締役をはじめ、業務執行を担当する執行役員の職務委嘱およびその職務分掌に基づき、業務の執行を行わせる。
- ② 取締役会は、取締役会、執行役員会等の重要な意思決定機関と、執行役員の決裁基準を設定する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社はコンプライアンスを確立するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ・当社とグループ企業を含めた企業集団全体の「企業行動の基準」を策定し、社員全員への浸透を図る。
  - ・コンプライアンスを担当する部署を内部統制室とし、当社とグループ企業に対する指導権限を与える。
  - ・当社の各部門にコンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス責任担当者）を配置する。
  - ・「企業行動の基準」を受け、コンプライアンスマニュアルを策定するとともに、その他業務の適正化のための規程の整備を行う。
  - ・関連する法令の制定・改正が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。
  - ・公益通報者保護法の施行を受け、内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
  - ・内部監査部門である内部統制室を当社に設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、その改善に努める。
  - ・「企業行動の基準」等、コンプライアンスに関する規程その他の業務の適正化に向けた取り組み状況について、株主、投資家、社会に対して積極的に開示する。
6. 次に掲げる体制その他の当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の整備を図るグループ企業は次のとおりとする。
- ・(株)山口井筒屋、(株)レストラン井筒屋、(株)井筒屋友の会、(株)井筒屋商事、井筒屋サービス(株)、(株)ニシコン
- イ 子会社の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（ハおよびニにおいて「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社グループ企業は経営上重要な決定をする場合は、当社グループ共通の「意思決定機関の附議事項および附議基準」に基づき、当社においての事前協議や、当社への報告等を行う体制により業務の適正を確認する。また、業績については定期的に当社へ報告し、業務上重要な事項が発生した場合には、その都度、当社へ報告する。



- 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社グループ企業のリスク管理については当社内部統制室が指導権限を持つ。
  - ・当社代表取締役を委員長とするリスク管理委員会もグループ企業のリスク全般についての対応策を検討することとし、事務局は内部統制室が担当する。
  - ・当社グループおよび他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要事項を、当社グループ企業へ周知徹底する。
  - ・当社グループ企業のリスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、本社代表取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程、体制を整備する。
  - ・リスク管理基本方針を受け、大規模な事故、災害、不祥事等が当社グループ企業で発生した場合の危機対応のための規程、組織を整備する。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は子会社管理規程に基づき、当社のグループ企業の緊急事態、人事、経理、監査役監査、内部監査、経営、事業目標・計画などについて、当社の担当部門にて、指導、援助、相談を行う体制をとり、子会社における業務の効率的な遂行を図る。
- ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 当社は当社グループ企業のコンプライアンスを確立するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ・当社グループ企業共通の「企業行動の基準」により、グループ企業の社員全員への浸透を図る。
  - ・グループ企業のコンプライアンスを担当する部署を当社内部統制室とし、指導権限を与える。
  - ・グループ企業にもコンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス責任担当者）を配置する。
  - ・「企業行動の基準」を受け、コンプライアンスマニュアルを策定するとともに、グループ企業についてもその他業務の適正化のための規程の整備を行う。
  - ・関連する法令の制定・改正が発生した場合等においては、速やかに必要事項を当社グループ企業へ周知徹底する。

- ・公益通報者保護法の施行を受け、グループ企業についても内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
  - ・当社の内部監査部門である内部統制室が、グループ企業の業務プロセス等を監査し、その改善に努める。
  - ・「企業行動の基準」等、コンプライアンスに関する規程その他の業務の適正化に向けたグループ企業の取り組み状況についても、株主、投資家、社会に対して積極的に開示する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、専任の補助使用人を置く。
8. 上記7の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は補助使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課については監査役が行う。これらの者の異動、懲戒については監査役の同意を得る。
9. 上記7の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当該補助使用人に対する指示の実効性確保に必要な下記の事項を実施する。
- ① 補助使用人の権限の確保（調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役の指示に基づき会議へ出席する権限等を含む）
  - ② 必要な知識・能力を備えた専任または兼任の補助使用人の適切な員数の確保
  - ③ 補助使用人の活動に関する費用の負担
  - ④ 補助使用人に対する協力体制

## 10. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

### イ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席できる。
- ② 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題および監査上の重要課題等について意見交換し、あわせて必要と判断される要請を行うことができる。
- ③ 取締役および使用人は監査役に対して、会社の業務に違法または著しく不当な事実を認めたと時、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたと時には当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- ④ 内部統制室長は監査役に対して、「公益通報制度対応規程」に基づき通報の状況について速やかに報告する。

### ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 当社の監査役は、グループ企業の取締役会等の重要な会議に出席できる。
- ② グループ企業の取締役、監査役、および使用人は当社の監査役に対して、会社の業務に違法または著しく不当な事実を認めたと時、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたと時には当該事実に関する事項を速やかに当社の監査役に報告する。
- ③ 内部統制室長は当社の監査役に対して、「公益通報制度対応規程」に基づきグループ企業の通報の状況について速やかに報告する。

## 11. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査役へ通報を行った者が通報を行ったことを理由として、当社および当社グループ企業の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者および使用人に対し、不利な取扱いを受けないことを確保するための規程等を整備し周知する。

## 12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役職務の執行について生ずる費用については、その支払い時期、償還手続き等を含め、全額当社がこれを負担する。また、監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合に要した費用等についても当社が負担する。

### 13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は内部監査部門である内部統制室と緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
- ② 監査役は監査に当たり当社および当社グループ企業の重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の調査権を有す。
- ③ 監査役は取締役の職務の執行を監査するため必要があると認めたときは、当社および当社グループ企業に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. 内部統制システム全般

当社および当社グループ企業各社は内部統制システム全般の整備・運用状況を当社内部統制室がモニタリングし、改善を進めている。また、内部統制委員会を年4回開催し、内部統制全般について報告、確認を行っている。

### 2. コンプライアンス体制

当社および当社グループ企業各社のコンプライアンス・オフィサー（各部署のコンプライアンス責任担当者）、幹部社員等を対象に社内研修を年に2回実施しており、新入社員に対しても入社時に研修を実施している。また、当社および当社グループ企業では内部通報への体制を設け周知徹底を行っている。

### 3. 財務報告に係る内部統制

適正な財務諸表作成に向けて体制強化を図り、財務報告関連部署の自己点検と内部監査によって財務報告の適正性を確保している。

### 4. 反社会的勢力の排除に向けた取組み

各部署で不当要求防止担当者を選任し対応している。また、社内研修の年2回の実施を通じて反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。

### 5. リスク管理体制

「リスク管理規程」に基づき、想定されるリスクを洗い出し、対応策を検討している。通常発生した事象については、取締役まで情報が伝達するルールに基づき、情報共有化報告シートを活用し、情報を共有化するとともに、迅速に対応している。また、内容によっては、リスクへの対策会議を開催し検討している。

#### 6. 取締役の職務の効率的な執行

「取締役会規程」に基づき、原則として月1回定時に取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っている。取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成され、常勤監査役に加え社内監査役1名および社外監査役2名の出席により、経営の透明性、健全性を図っている。

#### 7. グループ管理体制

グループ企業への内部監査の強化の上、内部統制評価確認会を実施して、グループ企業に対し、本社の基準に基づいた体制の整備を行っている。

#### 8. 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成され、透明性の確保を図っている。代表取締役および会計監査人と定期的に会合し、取締役会等の重要な会議への出席や、内部統制室と連携することで、監査の実効性の向上を図っている。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、収益の状況および先行きの見通しなどを踏まえ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、剰余金の配当について検討しました結果、1株につき5円の当期末配当を実施させていただきます。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しておりません。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	46,343	(負債の部)	36,231
流動資産	7,952	流動負債	25,971
現金及び預金	3,660	支払手形及び買掛金	4,116
受取手形及び売掛金	1,797	短期借入金	11,333
商 品	2,058	リ ー ス 債 務	59
貯 蔵 品	19	未 払 法 人 税 等	10
そ の 他	415	前 受 金	3,087
貸 倒 引 当 金	△0	賞 与 引 当 金	58
固定資産	38,391	設 備 関 係 支 払 手 形	77
有形固定資産	34,389	契 約 負 債	4,417
建物及び構築物	9,968	そ の 他	2,810
土 地	24,011	固定負債	10,260
リ ー ス 資 産	67	長 期 借 入 金	5,176
建 設 仮 勘 定	0	リ ー ス 債 務	79
そ の 他	340	再評価に係る繰延税金負債	3,278
無形固定資産	213	商品券回収損失引当金	618
リ ー ス 資 産	71	退職給付に係る負債	748
ソフトウェア仮勘定	69	資 産 除 去 債 務	248
そ の 他	71	預 り 保 証 金	81
投資その他の資産	3,788	そ の 他	30
投資有価証券	1,512	(純資産の部)	10,111
差入保証金	1,418	株主資本	4,724
繰延税金資産	374	資 本 金	100
そ の 他	537	資 本 剰 余 金	924
貸 倒 引 当 金	△54	利 益 剰 余 金	3,727
資産合計	46,343	自 己 株 式	△27
		その他の包括利益累計額	5,387
		その他有価証券評価差額金	17
		土地再評価差額金	5,362
		退職給付に係る調整累計額	7
		負債・純資産合計	46,343

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	22,573
売上原価	11,249
売上総利益	11,323
販売費及び一般管理費	10,146
営業利益	1,177
営業外収益	
受取利息	0
受取賃貸料	65
協賛金収入	22
未回収商品券受入益	184
持分法による投資利益	17
助成金収入	86
その他	59
営業外費用	
支払利息	317
商品券回収損失引当金繰入額	124
その他	95
経常利益	1,075
税金等調整前当期純利益	1,075
法人税、住民税及び事業税	10
法人税等調整額	45
当期純利益	1,019
親会社株主に帰属する当期純利益	1,019

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当期首残高	100	924	2,632	△ 27	3,629
会計方針の変更による 累積的影響額			133		133
会計方針の変更を反映した 当期首残高	100	924	2,765	△ 27	3,762
当期変動額					
剰余金の配当			△ 57		△ 57
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,019		1,019
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	961	△ 0	961
当期末残高	100	924	3,727	△ 27	4,724

	その他の包括利益累計額				純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	21	5,362	16	5,400	9,029
会計方針の変更による 累積的影響額					133
会計方針の変更を反映した 当期首残高	21	5,362	16	5,400	9,162
当期変動額					
剰余金の配当					△ 57
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,019
自己株式の取得					△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 4		△ 8	△ 13	△ 13
当期変動額合計	△ 4	—	△ 8	△ 13	948
当期末残高	17	5,362	7	5,387	10,111

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 4社
連結子会社は、株式会社山口井筒屋、株式会社レストラン井筒屋、株式会社井筒屋友の会、株式会社井筒屋商事であります。
 - (2) 非連結子会社の数 1社
非連結子会社は、井筒屋サービス株式会社であります。
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等の合計が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社の数 1社
持分法適用の関連会社は、株式会社ニシコンであります。
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社
持分法を適用しない非連結子会社は、井筒屋サービス株式会社であります。
(持分法を適用しない理由)
非連結子会社1社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は同一であります。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
 - ② 棚卸資産
商 品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。
貯 蔵 品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法によっております。
ただし、当社及び連結子会社において、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 10年～34年
什器備品（その他） 5年～8年
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価値を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
当連結会計年度末に有する売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 商品券回収損失引当金
負債計上を中止した商品券の将来回収時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく回収見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。ただし、連結子会社については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、百貨店業を中心として、他に友の会事業を展開しております。

(百貨店業)

① 商品の販売に係る収益認識

百貨店業においては、衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、消化仕入に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

② 自社ポイント制度に係る収益認識

百貨店業においては、会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③ 自社商品券に係る収益認識

百貨店業においては、自社で発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(友の会事業)

株式会社井筒屋友の会は前払式の商品販売の取次を行っており、主に百貨店からの手数料を収益として認識しております。手数料については、契約に定める料率等に基づき、井筒屋友の会カード（お買物カード）等の使用に応じて収益を認識しております。

井筒屋友の会カード（お買物カード）の未使用部分のうち、将来において権利を得ると見込む部分（使用が見込まれない部分）については、顧客による権利行使パターンと比例的に収益を認識しております。

(6) 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

当社グループが代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

② 自社ポイント制度に係る収益認識

販売促進のためのポイント制度において、顧客に付与したポイントのうち将来使用見込み分を引当金に計上していましたが、当社グループでの買上げ時の付与ポイントを履行義務と識別して契約負債を認識し、履行義務が消滅する利用・失効時に収益を認識する方法に変更しております。

③ 井筒屋友の会カード(お買物カード)に係る収益認識

井筒屋友の会カードの未使用部分については、一定期間経過後に収益として認識するとともに、将来回収時に発生する損失に備えるため、引当金を計上していましたが、顧客による権利行使パターンと比例的に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は32,420百万円、売上原価は31,295百万円、販売費及び一般管理費は964百万円それぞれ減少し、営業利益は160百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は236百万円それぞれ減少しております。なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の期首利益剰余金は133百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「負債の部」に表示していた「ポイント金券引当金」、流動負債「その他」及び「商品券回収損失引当金」並びに「前受金」の一部は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。また、従来、「商品券」及び「商品券回収損失引当金」として会計処理していたもののうち、自社商品券等については契約負債、他社でも使用可能な全国百貨店共通商品券等については金融負債として処理しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「売上割引」に含めておりました「支払手数料」は、その発生の態様を再検討し、事業活動の内容に照らしてより適切に表示するため、当連結会計年度より「販売費及び一般管理費」の「販売促進費」に含めて表示する方法に変更いたしました。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は277百万円であります。

6. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 374百万円 (純額)

当連結会計年度末における繰延税金資産374百万円のうち、当社において税務上の繰越欠損金を含む将来減算一時差異等に係る繰延税金資産356百万円を計上しており、繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の金額は711百万円であり、税務上の繰越欠損金を含む将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の総額8,013百万円から評価性引当額7,301百万円が控除されております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担を軽減することができると認められる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、経営計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、将来の課税所得の見積額については、経営者に承認された当社及び連結子会社の翌連結会計年度の将来の事業計画を基礎として見積もっております。当該見積りにおける主要な仮定は、翌連結会計年度の施策効果であり、当社の過年度の実績値を基に市場動向等も総合的に勘案し、課税所得見込みを算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症による業績への影響は依然残るものの、2023年度を通じて緩やかに回復していくと仮定を置いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、今後の新型コロナウイルスの感染状況に加え、他の将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合には、回収可能であると判断される繰延税金資産の金額が変動し、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建	物	8,475百万円
土	地	24,010百万円
計		32,485百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	11,333百万円
長期借入金	5,176百万円
計	16,510百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

36,496百万円

3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算出

再評価を行った年月日 2001年2月28日

再評価を行った土地の当連結
会計年度末における時価と再
評価後の帳簿価額との差額 Δ 5,607百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 11,480,495株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式 24,089株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	57	5	2022年2月28日	2022年5月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	57	5	2023年2月28日	2023年5月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入等により調達する方針です。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されています。

また、営業債務である買掛金や借入金は支払期日に支払いを実行できなくなる、流動性リスクに晒されています。

なお、当連結会計年度末において、当社グループではデリバティブ取引を行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、与信管理規程に従い、営業債権である受取手形及び売掛金について、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、その他の連結子会社においても同様の管理を行っております。

② 金利変動リスクの管理

当社では、日常的に管理本部経理・財務部財務担当が当社グループの借入金の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで実施状況の把握・確認を行い、金利変動リスクを管理しております。

③ 流動性リスクの管理

当社では、営業債務である買掛金や借入金について、各部署からの報告に基づき管理本部経理・財務部財務担当が適時に作成・更新する資金繰計画により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	11	11	—
(2) 差入保証金	1,418	1,369	△48
資産計	1,429	1,381	△48
(1) 長期借入金	6,509	6,703	193
負債計	6,509	6,703	193

（注1）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
非上場株式	1,500百万円

（注3）長期借入金につきましては、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分解しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分解しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	11	—	—	11
資産計	11	—	—	11

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	—	1,369	1,369
資産計	—	—	1,369	1,369
長期借入金	—	6,703	—	6,703
負債計	—	6,703	—	6,703

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸商業施設等の賃貸不動産及び遊休資産を所有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末における時価
3,245	1,933

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（面積按分により調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	百貨店業	友の会事業	合計
顧客との契約から生じる収益	22,326	37	22,364
その他収益	208	—	208
外部顧客への売上高	22,535	37	22,573

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸収入等でありませ

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)の4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高 (2022年3月1日)	当連結会計年度末残高 (2023年2月28日)
顧客との契約から生じた債権	1,546	1,797
契約負債	4,599	4,417

契約負債は主に、顧客から受け取った前受金、当社グループが付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。これらの契約負債は商品の引き渡しや履行義務の充足に応じて収益を認識し取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2023年2月28日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は3,821百万円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から15年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は、197百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 882円 60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 88円 95銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

連結計算書類の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	43,681	(負債の部)	35,373
流動資産	7,108	流動負債	25,486
現金及び預金	3,581	支払手形	28
受取手形	5	買掛金	3,507
売掛金	1,598	短期借入金	17,233
商貯蔵品	1,590	未払法人税等	59
貯蔵品	15	預り引当金	1,613
そ の 他 金	316	賞与引当金	50
貸倒引当金	△0	設備関係支払手形	77
		契約負債	593
		その他	2,311
固定資産	36,572	固定負債	9,887
有形固定資産	34,273	長期借入金	4,772
建物	9,846	リース負債	79
構築物	34	再評価に係る繰延税金負債	3,278
什器備品	313	退職給付引当金	720
土地	24,011	債務保証引当金	87
リース資産	67	商品券回収損失引当金	618
建設仮勘定	0	資産除去負債	226
無形固定資産	205	預り保証金	73
リース資産	71	その他	30
電話加入権	35	(純資産の部)	8,307
ソフトウェア仮勘定	69	株主資本	2,937
その他の	27	資本金	100
投資その他の資産	2,093	資本剰余金	924
投資有価証券	96	資本準備金	924
関係会社株式	81	利益剰余金	1,940
長期貸付金	3,431	その他利益剰余金	1,940
差入保証金	203	繰越利益剰余金	1,940
繰延税金資産	356	自己株式	△27
その他の	460	評価・換算差額等	5,370
貸倒引当金	△2,535	その他有価証券評価差額金	8
資産合計	43,681	土地再評価差額金	5,362
		負債・純資産合計	43,681

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		18,836
売上原価		8,746
売上総利益		10,089
販売費及び一般管理費		8,911
営業利益		1,178
営業外収益		
受取利息	53	
債務保証引当金戻入益	6	
協賛金収入	22	
助成金収入	69	
その他の収益	365	517
営業外費用		
支払利息	473	
その他の費用	239	712
経常利益		983
税引前当期純利益		983
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	△22	△12
当期純利益		995

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 備	本 金	資 剰 余	本 金 計				
当期首残高	100	924	924	924	1,006	1,006	△ 27	2,003	
会計方針の変更による 累積的影響額					△ 4	△ 4		△ 4	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	100	924	924	924	1,002	1,002	△ 27	1,998	
当期変動額									
剰余金の配当					△ 57	△ 57		△ 57	
当期純利益					995	995		995	
自己株式の取得							△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	938	938	△ 0	938	
当期末残高	100	924	924	924	1,940	1,940	△ 27	2,937	

	評価・換算差額等				純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 再 差	地 評 価 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	9		5,362	5,371	7,374
会計方針の変更による 累積的影響額					△ 4
会計方針の変更を反映した 当期首残高	9		5,362	5,371	7,370
当期変動額					
剰余金の配当					△ 57
当期純利益					995
自己株式の取得					△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 0		—	△ 0	△ 0
当期変動額合計	△ 0		—	△ 0	937
当期末残高	8		5,362	5,370	8,307

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
 - (2) 棚卸資産

商品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

貯蔵品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、当社において、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～34年
什器備品	5年～8年
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理しております。

(4) 債務保証引当金

子会社等の財政状況を勘案し、債務超過解消不能見込額を計上しております。

(5) 商品券回収損失引当金

負債計上を中止した商品券の将来回収時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく回収見込額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社は、百貨店業を展開しております。

(百貨店業)

① 商品の販売に係る収益認識

百貨店業においては、衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、消化仕入に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

② 自社ポイント制度に係る収益認識

百貨店業においては、会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③ 自社商品券に係る収益認識

百貨店業においては、自社で発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

6. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

当社が代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

② 自社ポイント制度に係る収益認識

販売促進のためのポイント制度において、顧客に付与したポイントのうち将来使用見込み分を引当金に計上しておりましたが、当社グループでの買上げ時の付与ポイントを履行義務と識別して契約負債を認識し、履行義務が消滅する利用・失効時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は29,370百万円、売上原価は28,695百万円、販売費及び一般管理費は496百万円それぞれ減少し、営業利益は179百万円、経常利益及び税引前当期純利益は73百万円それぞれ減少しております。なお、収益認識会計基準等の適用により、当事業年度の期首利益剰余金残高は4百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「負債の部」に表示していた「ポイント金券引当金」及び「前受金」、流動負債「その他」及び「商品券回収損失引当金」の一部は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。また、従来、「商品券」及び「商品券回収損失引当金」として会計処理していたもののうち、自社商品券等については契約負債、他社でも使用可能な全国百貨店共通商品券等については金融負債として処理しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他の費用」に含めておりました「支払手数料」は、その発生の態様を再検討し、事業活動の内容に照らしてより適切に表示するため、当事業年度より「販売費及び一般管理費」の「販売促進費」に含めて表示する方法に変更いたしました。

なお、前事業年度の「支払手数料」は250百万円であります。

8. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 356百万円(純額)

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表 6. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建	物	8,475百万円
土	地	24,010百万円
計		32,485百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	11,233百万円
長期借入金	4,772百万円
計	16,006百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,130百万円

3. 保証債務

関係会社の銀行借入金等に対する債務保証(連帯保証)

株式会社山口井筒屋 503百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権 3,431百万円

短期金銭債務 7,456百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引高		
売 上 高		0百万円
関係会社に対する商品供給高		195百万円
仕 入 高		664百万円
販売費及び一般管理費		541百万円
(2) 営業取引以外の取引高		289百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	24,089株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	17百万円
貸倒引当金	867百万円
退職給付引当金	246百万円
債務保証引当金	29百万円
商品券回収損失引当金	211百万円
土地・建物等減損損失	50百万円
合併による引継資産に係る評価損	2,148百万円
関係会社株式評価損	1,003百万円
税務上の繰越欠損金	3,166百万円
資産除去債務	82百万円
その他	188百万円
繰延税金資産小計	8,013百万円
評価性引当額	△7,301百万円
繰延税金資産合計	711百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	0百万円
資産除去債務に対応する除去費用	14百万円
合併受入固定資産評価益	340百万円
繰延税金負債合計	355百万円
繰延税金資産の純額	356百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)山口井筒屋	100.0	・資金援助 ・役員の兼任等	・資金の貸付 ・受取利息 ・債務保証	90 37 503	長期貸付金 — —	2,420 — —
子会社	(株)レストラン井筒屋	100.0	・資金援助 ・役員の兼任等	・資金の貸付 ・受取利息	5 15	長期貸付金 —	1,000 —
子会社	(株)井筒屋友の会	100.0 (4.0)	・友の会費積立借入 ・役員の兼任等	・資金の返済 — ・支払利息	341 — 168	短期借入金 預り金 —	6,000 1,271 —

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

利息については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

2. 議決権等の所有割合の()は、間接所有の内数であります。

3. 取引金額のうち、「資金の貸付」「資金の返済」については、貸付額と回収額(返済額)とを相殺し、純額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の5. 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 725円 17銭
- 1株当たり当期純利益 86円 91銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(その他の注記)

計算書類の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社 井筒屋
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所指定有限責任社員 公認会計士 久保英治
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小竹 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社井筒屋の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社井筒屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社 井筒屋
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保英治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小竹昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社井筒屋の2022年3月1日から2023年2月28日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、当該事業年度に係る計算書類等について検討いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかについて当監査役会の定める評価基準に基づき監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2023年4月18日

株式会社 井筒屋 監査役会

常勤監査役	赤坂英典	Ⓔ
監査役	成清雄一	Ⓔ
監査役	藤田光博	Ⓔ
監査役	梅田久和	Ⓔ

(注) 監査役 成清雄一、藤田光博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、当社取締役の任期は1年といたしております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	かげ やま ひで お 影 山 英 雄 (1952年11月5日生)	1975年4月 当社入社 1995年2月 当社本店紳士服部部長 1999年3月 当社営業本部外販統括室お得意様外商部ゼネラルマネージャー 2001年3月 株式会社久留米井筒屋出向（執行役員待遇） 2005年9月 当社社長室ゼネラルマネージャー 2006年5月 当社執行役員 2010年3月 当社社長執行役員 2010年5月 当社代表取締役社長執行役員（営業本部長） 2017年3月 当社代表取締役社長執行役員（営業本部長兼外商統括室長） 2019年9月 当社代表取締役社長執行役員（営業本部長） 現在に至る	4,880株	なし
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、2010年より当社代表取締役社長を務め、経営基盤の強化および財務体質の改善を図るなど、経営者として豊富な経験と幅広い見識等を有していることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
2	よし だ いさお 吉 田 功 (1979年12月26日生)	2003年4月 当社入社 2017年3月 当社管理本部経営企画グループ長 2019年9月 当社執行役員（黒崎店長） 2020年5月 当社取締役執行役員（本店長） 2021年3月 当社取締役常務執行役員（営業副本部長兼営業企画担当） 2023年3月 当社取締役常務執行役員（営業副本部長 株式会社井筒屋商事代表取締役社長） 現在に至る	1,634株	なし
【取締役候補者とした理由】 同氏は、2017年より当社管理本部経営企画グループ長として事業構造改革等の策定・推進に携わった後、取締役営業副本部長として営業全般を統括し、営業力の強化に取り組んでおり、優れた知見を有していることから取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。				
3	まつ もと けい 松 本 圭 (1968年3月1日生)	1991年4月 当社入社 2011年3月 当社食品部 統括担当課長兼総菜・催事・医薬品担当課長 2012年3月 当社人事部 株式会社山口井筒屋出向 2015年3月 当社本店食品グループ長 2017年3月 当社食品MDグループ長 2017年9月 当社本店紳士服・子供服部長 2020年5月 当社執行役員（株式会社山口井筒屋代表取締役社長） 2021年3月 当社執行役員（本店長） 2021年5月 当社取締役執行役員（本店長） 2023年3月 当社取締役常務執行役員（管理副本部長（経営企画担当）兼内部統制室長） 現在に至る	1,814株	なし
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社食品グループ長、紳士服・子供服部長および株式会社山口井筒屋代表取締役社長として長年営業部門に携わり、営業に関する豊富な経験と幅広い見識等を有し、2021年より本店長を務め営業の活性化に貢献するなど、取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
4	<p>やす だ けん たろう 安田 堅太郎 (1964年1月17日生) 【社外取締役候補者】</p>	<p>1987年4月 西日本鉄道株式会社入社 2002年7月 同社自動車局乗合バス事業本部営業第一課課長 2006年7月 西鉄観光バス株式会社取締役総務部長 2008年7月 同社取締役営業部長 2011年7月 西日本鉄道株式会社自動車事業本部計画部次長 2012年7月 西鉄バス北九州株式会社取締役営業本部長 2013年7月 西鉄観光バス株式会社代表取締役社長 2015年7月 西日本鉄道株式会社自動車事業本部営業部部長 2017年7月 同社自動車事業本部営業企画部部長 2019年4月 同社執行役員自動車事業本部副本部長兼業務部長 2020年4月 西鉄バス北九州株式会社代表取締役社長 現在に至る 2020年5月 当社取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 西鉄バス北九州株式会社代表取締役社長 西日本鉄道株式会社執行役員</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割ならびに在任期間】 同氏は、西日本鉄道株式会社の執行役員および西鉄バス北九州株式会社の代表取締役社長として長年企業経営に携わっており、経営者として豊富な経験と幅広い見識等に基づき適切な助言・意見をいただいております。選任後、主に経営的な目線からの助言・意見を引き続きいただくことが、取締役会の監督機能の強化に繋がると期待できることから、取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者とするものであります。 なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。</p>	0株	欄外 (注)1.① 参照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
5	<p data-bbox="264 355 453 400">くぼ た やよ い 窪田 弥生</p> <p data-bbox="241 415 476 446">(1965年3月16日生)</p> <p data-bbox="249 461 468 491">【社外取締役候補者】</p> <p data-bbox="241 657 1005 687">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割ならびに在任期間】</p> <p data-bbox="249 687 1081 846">同氏は、これまで弁護士として培ってきた専門知識とその経験を、当社の経営に反映していただくとともに、引き続き独立、公平な立場から客観的かつ法的な見地を踏まえた経営の監視を遂行していただくことが、取締役会の監督機能の強化に繋がると期待できることから、取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p> <p data-bbox="249 846 1081 945">また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であります。前記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p data-bbox="249 945 1081 997">なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p>	<p data-bbox="506 181 937 491">1998年10月 司法試験合格 1999年4月 司法修習 第53期生 2000年12月 弁護士登録 2000年12月 辰巳和正法律事務所入所 2004年3月 辰巳和正法律事務所退所 2004年4月 春和法律事務所入所 2005年1月 春和法律事務所退所 2005年2月 清和法律事務所開設 同所長弁護士 現在に至る</p> <p data-bbox="506 498 793 559">2021年5月 当社取締役 現在に至る</p> <p data-bbox="506 567 869 657">(重要な兼職の状況) 清和法律事務所 所長弁護士 株式会社サンリブ 社外監査役</p>	0株	欄外 (注)1.② 参照

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

- ①安田堅太郎氏が代表取締役社長を務める西鉄バス北九州株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。また、同氏が執行役員を務める西日本鉄道株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があるほか、同社は当社の株式を保有しております。
 - ②窪田弥生氏が社外監査役を務める株式会社サンリブは、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。
2. 各候補者が取締役就任した場合は、当社が継続し更新する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
 3. 当社は、安田堅太郎、窪田弥生の両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。両氏が社外取締役に選任された場合には、当社は、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 安田堅太郎、窪田弥生の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、両氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて策定した当社の社外役員の「独立性基準」(インターネット上のウェブサイト (<http://www.izutsuya.co.jp/>))に掲載しております。)を満たしておりますので、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に選任された場合は、当該届出を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 藤田光博氏が任期満了となり、監査役 赤坂英典氏が辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	<small>ほそ さこ あり ふみ</small> ※ 細 迫 有 文 (1965年2月10日生)	1987年4月 当社入社 2007年3月 当社経理部主計担当マネージャー 2009年3月 当社経営企画部経営企画担当(課長) 2014年3月 当社経営企画部長兼経営企画担当長 2016年3月 当社経理・財務グループ長 2019年9月 当社経理・財務部長 2021年3月 当社監査役室(部長待遇) 現在に至る	3,155株	なし
	【監査役候補者とした理由】 同氏は、当社の経営企画および経理・財務部門に携わり、経営管理および財務・会計に関する豊富な知識を有しております。また、2021年より当社監査役室(部長待遇)に在任し、監査役の職務の補助者として適切な業務監査の実施に貢献するなど、監査役として適任であると判断し、監査役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
2	かとうみつる ※嘉藤晃玉 (1961年4月2日生) 【社外監査役候補者】	<p>1984年4月 株式会社山口銀行入行 2006年11月 同行経営管理部次長 2008年10月 同行門司支店長 2011年7月 同行総合企画部副部長 2011年10月 株式会社北九州銀行経営管理部長 兼株式会社山口フィナンシャルグループ経営管理部副部長 2016年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ取締役 2018年6月 株式会社北九州銀行専務取締役 2019年6月 同行代表取締役頭取 現在に至る 2019年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ常務取締役 2022年6月 同社取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社北九州銀行 代表取締役頭取 株式会社山口フィナンシャルグループ 取締役</p>	0株	欄外 (注)2. 参照
【社外監査役候補者とした理由】		<p>同氏は、株式会社山口フィナンシャルグループの常務取締役および株式会社北九州銀行の代表取締役頭取として長年企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と幅広い見識等に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、適切な助言・意見をいただき、当社の経営に反映していくことで監査機能の強化に繋げていくことが期待できることから監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者とするものであります。</p>		

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 候補者と当社との特別の利害関係について
嘉藤晃玉氏が代表取締役頭取を務める株式会社北九州銀行および同氏が取締役を務める株式会社山口フィナンシャルグループは、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。また、株式会社北九州銀行は、当社グループの主要な借入先であるほか、同社は当社の株式を保有しております。
3. 両候補者が監査役に就任した場合は、当社が継続し更新する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
4. 当社は、嘉藤晃玉氏が社外監査役に選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 嘉藤晃玉氏は、社外監査役候補者であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者のうち、塩塚真由子氏は監査役候補者細迫有文氏の補欠の監査役候補者として、高橋直人氏は監査役成清雄一氏および梅田久和氏ならびに監査役候補者嘉藤晃玉氏の補欠の監査役候補者として、それぞれ選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	しお づか まゆ こ 塩 塚 真由子 (1967年1月1日生)	1987年4月 当社入社 2009年3月 当社社長室秘書担当課長 2010年3月 当社総務部課長 2014年3月 当社総務部庶務担当長 2017年3月 当社総務グループ総務担当マネージャー 2019年3月 当社総務部総務担当マネージャー 2021年3月 当社管理本部総務部長 2022年3月 当社管理本部次長兼総務部長 現在に至る	3,923株	なし
2	たか はし なお と 高 橋 直 人 (1960年11月24日生)	1992年11月 司法試験合格 1993年4月 司法修習生 1995年4月 弁護士登録 1995年4月 福田法律事務所勤務弁護士 1997年7月 高橋直人法律事務所開設 同所長弁護士 現在に至る (重要な兼職の状況) 高橋直人法律事務所所長弁護士	0株	なし

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係はありません。
 2. 高橋直人氏は補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。
 3. 高橋直人氏を補欠の社外監査役候補者とする理由は、同氏はこれまで弁護士として培ってきた専門知識・経験を、当社監査機能の強化に繋げていくことが期待できることから補欠の社外監査役候補者といたしました。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であります。前記の理由により補欠の社外監査役候補者といたしました。
 4. 高橋直人氏が就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定です。
 5. 候補者が就任した場合は、当該候補者は当社が継続し更新する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

当社取締役および監査役の専門性および経験（スキル・マトリックス）

当社では、取締役および監査役が備えるべき専門性や経験などについて、「企業経営」「営業/マーケティング」「人事・労務/人材開発」「財務/会計」「法務/リスク管理」「サステナビリティ」「DX/デジタル」を必要なスキルとしております。

第1号議案および第2号議案の承認が得られた場合、取締役および監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	委員会	企業経営	営業/マーケティング	人事・労務/人材開発	財務/会計	法務/リスク管理	サステナビリティ	DX/デジタル
取締役	影山英雄 男性	報酬	●	●	●			●	●
	吉田 功 男性		●	●					●
	松本 圭 男性		●		●	●	●	●	●
	安田堅太郎 社外・独立 男性	報酬	●	●				●	
	窪田弥生 社外・独立 女性				●		●		
監査役	細迫有文 男性	報酬	●			●	●		●
	成清雄一 社外・独立 男性		●	●	●	●	●		
	梅田久和 男性					●	●		
	嘉藤晃玉 社外 男性		●		●	●	●		

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、従来の金銭による業績連動報酬に代替する制度として導入するものです。当社の取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定方針の内容は、16頁に記載のとおりであります。

なお、当社は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2023年3月23日開催の取締役会において新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その概要は71頁から72頁に記載のとおりであります。本議案は、当該決定方針に沿った取締役の報酬の支給のために必要かつ合理的な内容であり、社外取締役を含む委員で構成する報酬委員会で審議した上で、取締役会において決定していることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

本議案は、1993年5月27日開催の第98回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（社外取締役を含みます。）の報酬額（月額18百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2023年7月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2024年2月末日で終了する事業年度から2026年2月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2023年7月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、150,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として2023年3月22日の終値321円を適用した場合、上記の必要資金は、約48百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金額は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は150,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、取締役につき34,000ポイントを、執行役員につき16,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数50,000株の発行済株式総数11,456,406株（2023年2月28日現在、自己株式控除後。）に対する割合は約0.44%です。

下記（7）の当社株式数等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任時に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会若しくは取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為があった場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととします。

対象取締役等が信託期間中に死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、原則として、本信託内で換価処分した上で、当該対象取締役等の相続人が本信託から換価処分金相当額の金銭給付を受けるものとします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

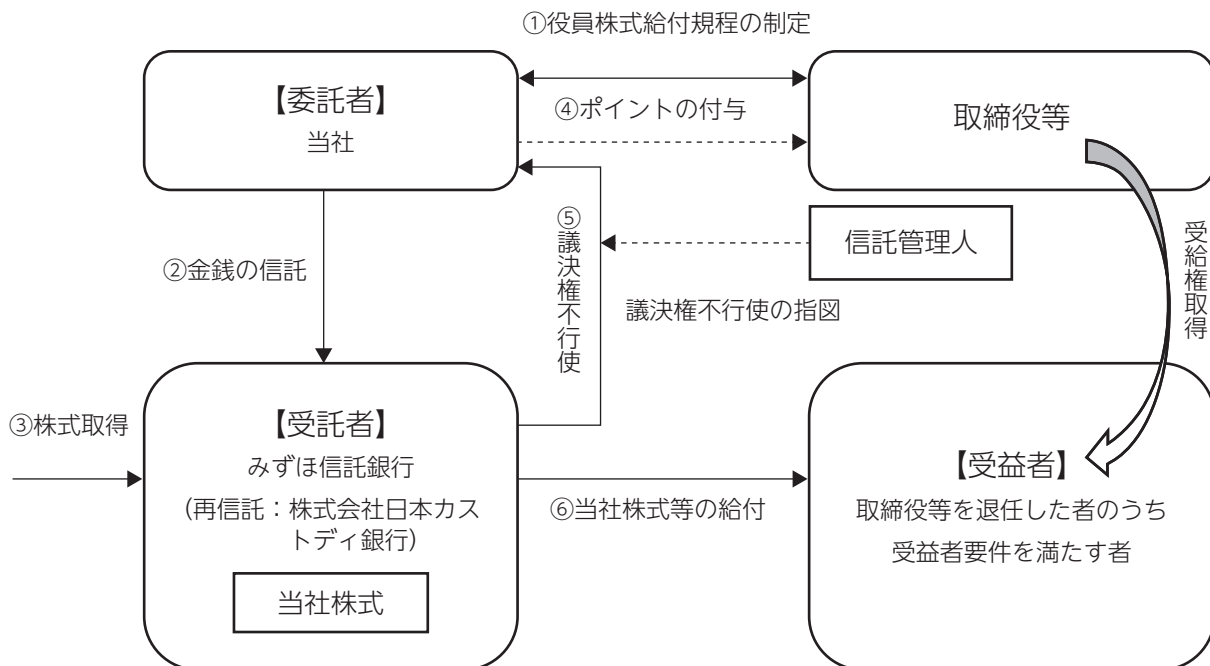
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で存在する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会の決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

<ご参考：本制度導入後の新たな取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定方針>

（取締役の個人別の報酬等における基本報酬と業績連動報酬（株式報酬）の割合の決定方針）

取締役の個人別の報酬額は、基本報酬と業績連動報酬（株式報酬）で構成され、その割合は基本報酬を50%以上としつつ、当社の業績、役位、職責、当社と同等の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬水準等を総合考慮した上で決定いたします。ただし、社外取締役については、客観的な立場からの意見や指摘への期待、また適切な監督機能の発揮の観点から、全額基本報酬として支給することを基本とします。

（基本報酬の額及び算定方法の決定方針）

基本報酬は固定報酬と位置づけ、各役員の職責、職位および功績を考慮要素として、報酬委員会の審議を経て決定された各役員の評価方法に基づき、取締役会において決定いたします。

（業績連動にかかる業績指標の内容ならびに業績連動報酬の額及び算定方法の決定方針）

（i）業績連動報酬にかかる決定方針

業績連動報酬（株式報酬）は、ステークホルダーの理解や利益還元が成されている状態を基準として業績指標の内容ならびに業績連動報酬の株式数（ポイント付与数）お

よび算定方法を決定いたします。具体的には報酬委員会で、配当が可能または実施されることを条件に、事業年度末の当期純利益および株主資本残高等を業績指標として、その支給株式（ポイント付与数）および算定方法を審議した上、取締役会に答申し、取締役会で決定いたします。

(ii) 支給条件と具体的な指標および目標

- ・事業年度末日において配当が可能または実施されており、株主資本残高が単体10億円以上、連結30億円以上となる場合に検討する。
- ・役位に応じた基準ポイントに業績に連動した係数を乗じて算出したポイントを、年1回付与する。
- ・業績連動の指標は連結当期純利益とし、当期純利益金額に応じて係数（0～1.5）を設定する。
- ・連結当期純利益が5億円に満たない場合は付与しない。

(取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針)

取締役の基本報酬は月額支給とします。業績連動報酬は、業績連動型株式報酬（株式給付信託BBT）による株式給付とし、取締役が当該当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として当社取締役の退任時となります。なお、社外取締役は月額基本報酬のみ支給いたします。

以 上

<メ モ 欄>

株主総会会場ご案内図



場所 北九州市小倉北区船場町4番8号
井筒屋新館 9階パステルホール



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

